

平成 16 年 3 月 1 1 日

化学物質過敏症支援センター
事務局長 網代太郎 様

高槻市保健所長 高野正子



「保健所についての要望書」について

貴団体より送付されました標記文書について下記のとおり回答いたします。

記

いわゆる「化学物質過敏症」・「シックハウス症候群」については、現時点ではその原因は十分解明されていない状況にあります。

しかし、これらについてお困りの方々からの相談があり、当保健所ではシックハウス症候群等の対策に関して以下の取組みを行っており、今後も住居衛生を中心として効果的な対策の検討に努めてまいりたいと考えております。

1 現在の取組み

- ・住居衛生確保の一環として、シックハウスに関する相談、室内空気環境測定の実施、アレルギー相談等を実施し、広く情報の提供や知識の普及・啓発に取り組んでおります。
- ・市公共施設について、健康増進法第 25 条の周知と効果的な分煙法等の情報提供を行っています。
- ・乳幼児検診等の実施場所について室内空気環境測定（温度、湿度、炭酸ガス、一酸化炭素、浮遊粉じん等）を実施し室内環境改善に努めております。

2 今後の取組み

- ・シックハウス問題については、建築基準法の改正により建築部材等の対策が進行しつつあり、居住者自らの住まい方に対して適切な情報提供や知識の普及・啓発が今後とも重要であり、さらに取組みを推進します。
- ・医師会との協議の中で、シックハウス症候群患者の存在について注意を喚起し、発症者の訴えに積極的に対応するよう要望します。
- ・学校環境衛生の管理については、教育委員会と情報交換や連携を行っていますが、特に子供のシックハウス対策に関する情報交換に努めます。
- ・質の高い情報提供や相談を行うためには、担当職員の知識・技術の蓄積・向上が必要であり、今後とも研修や情報交換等により人材育成に努めます。
- ・化学物質過敏症やシックハウス症候群については、今後機会を捉えて情報交換等を行い、市関係部局と連携に努めます。